もの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、第二十二項本文中「令和六年三月三十一日まで」とあるのは「令和八年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

44　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）を除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで及び第三十七項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第二十五項（当該設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合にあっては、第二十四項）の規定を適用する。この場合において、第二十四項本文中「令和七年三月三十一日まで」とあるのは「令和九年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十六項第二号イからニまでに掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、第二十五項本文中「令和七年三月三十一日まで」とあるのは「令和九年三月三十一日まで」と、「以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）」とあるのは「以上のもの」と、同項第二号中「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定」とあるのは「第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

一　令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（第十六項第二号ニに掲げる変更の認定に限る。）により第二十四項、第二十七項、第三十項、第三十二項及び第三十五項の適用を受けているもの

二　令和六年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定（太陽電池の合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット以上であるもの若しくは当該合計出力を三パーセント以上増加させるもの（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）に限る。）により第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項の適用を受けているもの

三　令和八年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定により第三十二項及び第三十三項の適用を受けているもの（出力が五十キロワット以上のものに限り、屋根設置太陽光発電設備を除く。）

四　令和八年四月一日以降に法第十条第一項の変更の認定により第三十三項の規定の適用を受けているもの（出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものに限り、屋根設置太陽光発電設備を除く。）（新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が令和二年三月三十一日以前であって、当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合するものに限る。）

（新設）